

(別添 2)

バイオマスマーク使用の手引 案

一般社団法人日本有機資源協会

2026（令和8）年6月1日改定予定

2022（令和4）年3月19日改定

2019（令和元）年9月1日改定

2012（平成24）年4月1日改定

2006（平成18）年8月1日施行

2006（平成18）年6月28日制定

第1 目的

この手引は、バイオマスマーク認定商品及びその広告等にバイオマスマークを使用する際の使用方法及び普及啓発用バイオマスマークの使用方法を定めたものである。

第2 バイオマスマークの適正使用

1 使用契約者の遵守事項

使用契約者は、バイオマスマークの不適正な使用により消費者の商品選択を誤らせたり、公正な競争が阻害されたりすることが生じないように、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、商標法及び不正競争防止法を遵守し、加えて商品への表示に関して遵守すべき法令やガイドラインなどに沿ったバイオマスマークの適正使用に努める。

2 バイオマスマーク表示の範囲

- ・バイオマスマーク認定商品へのバイオマスマーク表示は、申請書類に記載された範囲に限る。
- ・商品の一部分がバイオマスマーク認定商品の場合、その認定商品を使用した販売品にもバイオマスマークを表示できるが、バイオマスマークにバイオマスマーク認定商品が使われている部分（以降、使用部位という）を記載する。

第3 バイオマスマークの使用権

1 使用契約者に属す使用

- ・バイオマス使用契約者は、バイオマスマーク認定商品にバイオマスマークを使用できる。
- ・使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供した先の者にあつては、同契約者の管理責任の下、バイオマスマークを使用できる。
- ・使用契約者が提供した先の者がバイオマスマーク認定商品そのものの販売名、型式・品番を変更して販売する場合、使用契約者がバイオマスマーク認定商品変更申請書（様式4）を用いて、バイオマスマーク認定商品を提供した先の者が販売する商品の販売名、型式・品番を申請する。
- ・使用契約者がバイオマスマーク認定商品を提供する先で、それを商品の一部に使用する場合は事務局の指示する方法で届け出る。

2 バイオマスマーク認定商品併用者に属す使用

（本申請は更新申請のみ。新規の申請は受け付けていない）

- ・バイオマスマーク認定商品を併用した商品にバイオマスマークを表示したい場合は、細則の別添3に従い、様式8「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク使用契約者）」または様式9「バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書（バイオマスマーク認定商品利用者）」により申請し、協会の許諾を得なければならない。
- ・本申請は、バイオマスマークを表示した販売品を継続する場合に限る。
- ・商品の販売終了や包装資材など印刷の改版時にバイオマスマークの併用を終了し、以降は使用できない。

3 普及啓発用バイオマスマークの使用

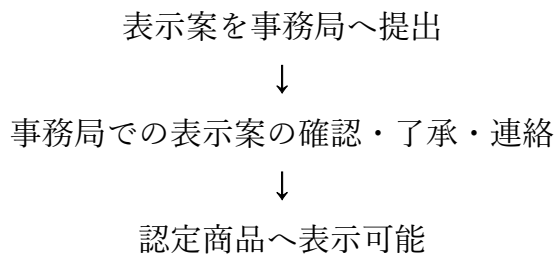
- ・バイオマスの利用促進等を目的としてイベントや環境教育等で一時的にバイオマスマークを使用する者は、様式10「普及啓発用バイオマスマーク使用願」を提出して事務局の許諾を得ること。
- ・普及啓発用バイオマスマークは事務局から申請者へ供与する。
- ・バイオマスマーク認定商品の広告等には普及啓発用バイオマスマークは使用できない。

第4 バイオマスマークの使い方

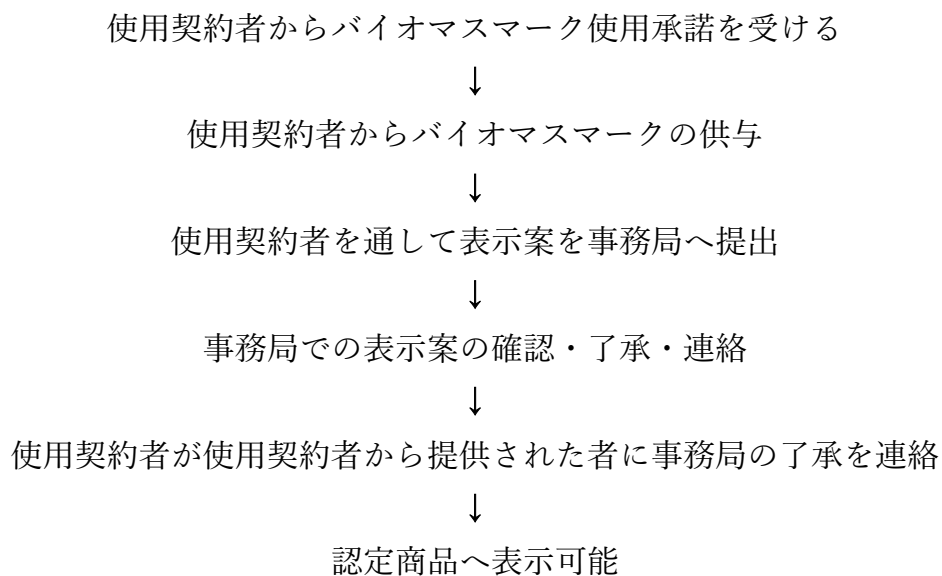
1 バイオマスマークの使用の手続き（使用契約者が使用する場合）

事務局からバイオマスマークの供与





2 バイオマスマークの使用の手続き（使用契約者から提供された者が使用する 場合）



3 バイオマスマークの表示

- ・ バイオマスマークに表示バイオマス度を含めて表示する。
- ・ 2019年9月1日以降は、認定されたバイオマス度に基づいた表示バイオマス度が入った表示を行う。
- ・ 2019年8月31日以前の認定で、バイオマス度が要領第2の1に定められた数値の基準に合致する場合は、所定の書面の提出により、認定されたバイオマス度に基づいたバイオマス度を表示することができる。
- ・ 2012年4月以前にバイオマスマークの認定を受け、バイオマス度が表示されていない認定商品については、速やかに所定の書面を提出し、認定されたバイオマス度に基づいたバイオマス度を表示する。
- ・ 但し、要領 第5に定めた例外が適用された場合は表示バイオマス度を表示しない場合がある。

4 バイオマスマークの表示方法

- ・バイオマスマークの認定商品への表示は任意。
- ・事務局から供与するバイオマスマークを縮小または拡大して使用できる。
- ・バイオマスマークの変形及び表示バイオマス度が判読できないような縮小は認めない。
- ・バイオマスマークは「バイオマス」の文言、使用部位、認定番号（以下、3点を合わせて「文字情報」という）とともに表示する。原則、文字情報はバイオマスマークの下に配置する。但し、使用部位は説明文に変えることができる。
- ・事務局から供与するバイオマスマークと文字情報の大きさの比率、配置を原則とする。
- ・文字情報を表示する場所が十分に確保できない場合はバイオマスマークと文字情報の大きさの比率や配置を変えることができる。
- ・バイオマスマークの色は緑色（C 9 5 %・M 3 5 %・Y 1 0 0 %・K 2 5 %）を原則とする。
- ・地色との兼ね合い等でバイオマスマークの色の変更が必要な場合は、単一色であることと、濃淡・模様・装飾などを施さないこととし、文字情報も同色とすることで変更を認める。
- ・1つの商品に複数箇所のバイオマスマークを表示可能だが、必要最低限の個数とする。
- ・1つの商品に複数箇所のバイオマスマークを表示する場合は、バイオマスマークを相互に連結させ、パターンとして利用する使い方はできない。
- ・複数のバイオマスマーク認定商品を用いた商品にバイオマスマークを表示する場合は以下のいずれかの方法が可能。
 - ① それぞれのバイオマスマークを並べて表示する。
 - ② いずれか1つのバイオマスマークを表示する。
- ・使用契約書、バイオマス度が同じ場合に限り、1つのバイオマスマークを表示し、認定番号、使用部位を併記できる。
- ・バイオマスマークの表示は、バイオマスマーク認定商品のそのものへの印刷、刻印、エンボス等、商品に最も適した方法を選択できる。
- ・バイオマスマーク認定商品そのものにバイオマスマークを表示できない場合は、商品の外装、台紙等に使用部位とともに表示することができる。
- ・シールやラベルなどでバイオマスマークを表示する場合は、脱落、貼り間違え等による誤認や、バイオマスマークの乱用を防ぐ手段を取る。

第5 使用部位の記載方法

使用部位は消費者等にバイオマスマーク認定商品である部位を明確に伝えるためのもので、下記のいずれかの方法で記載するものとする。但し、バイオマスマーク認定商品そのものへ表示する場合はこの限りではない。

- 1 「バイオマス」の文言と認定番号の間に「使用部位：」とともに記載する。（右図参照）



- 2 説明文をバイオマスマークの近傍に記載する。（右図参照）



この商品は、パッケージフィルムに植物由来の原料を使用しています。

第6 バイオマスマーク認定商品であることの呼称の使い方

バイオマスマーク認定商品の呼称は「バイオマスマーク認定商品」という表現を使用し、これ以外の呼称またはこれと紛らわしい表現は認めない。

第7 広告等への表示

- ・バイオマスマーク認定商品を商品カタログや印刷物、ウェブサイトなどに掲載できる。
- ・バイオマスマーク認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される場合は、閲覧者がバイオマスマーク認定商品をはっきり識別できるように表示する。

第8 バイオマスマークとその他の表示について

- ・バイオマスマークの近傍に他の認証マークなどを表示することは可能。
- ・バイオマスマークと他のマークが関連しているかのような表示は避ける。
- ・バイオマスマークだけが誇張される表示はできない。